

国土交通省説明資料

【第1回実務者懇談会において委員から出された意見・質問事項】

(道路占用許可・劇用車・車両運送)

・大規模撮影の際には、許認可事項が多くなるか、許認可にあたっての利害調整等に時間が掛かるために許認可に時間が掛かる。そのため、撮影のために各種工作物を設置し、特殊車両を多数使用することが想定され、またロケ隊の移動手段も多数必要な場合に、「大規模撮影」としてこれら各種許認可を包括的な許認可事項として一つの手続で申請、審査できないか。

(具体的な質問事項)

- ①「大規模撮影」というカテゴリを作り(規制において定義づけする)、許認可において類型的な判断をすることの検討可否。
- ②「大規模撮影」に該当する場合に、許可基準を緩和することの検討可否。
- ③許可基準の緩和の方向ではないが、許可の円滑化・時間短縮の観点から「大規模撮影」の場合の特別な許可の在り方があり得るかの検討可否。
- ④仮に、当面はこのような「大規模撮影」というカテゴリを特別に設けないとしても、ガイドライン等を作成する場合に、「大規模撮影」についての運用上の配慮を明示することの検討可否。
- ⑤仮に、「大規模撮影」該当する場合に許認可に特別な扱いをする場合に、その反面としての製作者側に対する条件をどのように要求するかの検討可否。

・事例集(ガイドライン)を作成してほしい

→どういった場合に許可が出て、どういった場合に許可が出なかったのか、事例集を作成してほしい。

道路占用とは

- ・道路上に電柱や看板を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」といいます。
- ・道路を占用しようとする場合には、道路を管理している道路管理者の許可が必要となります（道路法第32条）。
- ・道路の占用許可については、各道路の状況により、公共性、計画性、安全性等を勘案して許可を行うなど、道路管理者の一定の裁量による運用としているところです。

課題への対応案

- ・撮影に際して一定期間道路上に施設等を設置する場合には、道路使用許可に加え、道路占用許可申請が必要になる場合があります。
- ・道路占用許可については、道路の状況はその場所によって様々であるため、各道路の状況を踏まえ、道路法の規定に則り、個別具体の対応を行う必要があります。
- ・「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」にも記載させていただいておりますが、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要である場合には、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して行うことも可能です（道路法第32条第4項、道路交通法第78条第2項）。また、ガイドラインについては各道路管理者にも周知しているところです。
- ・引き続き、占用者のニーズを踏まえ、どのような対応が可能かについて、検討して参りたいと考えております。

【第1回実務者懇談会において委員から出された意見・質問事項】

空港

- ・撮影許可が下りない

制限区域外（保安検査場通過前の区域）について

→人（一般利用者）が多いという理由で撮影許可が下りない。また、深夜帯においてはスタッフ不足という理由で断られる。もう少し柔軟な対応はできないか。

制限区域内（保安検査場通過後の区域）について

→撮影場所や撮影時間帯など制限があり、また、制限区域において、入場できる人数制限（10人～20人程度）が厳しく、撮影が難しい。人数の緩和措置は取れないのか。

共通

→地域や人によって許可の基準が変わるので、一定のルールを設けられないか。

ドローン

- ・航空法に係るドローン申請の最新の情報が知りたい

- ・航空法に係るドローン許認可手続きを迅速化してほしい

→DIPSでは、①機体・操縦者の登録と②「無人航空機の飛行に係る許可承認書」の申請があるが、いずれも審査に1か月程度時間が掛かる。特に②については、審査時間の問題のほかに、システム上の話として、海外の住所を入力すると画面が固まるなどのエラーが発生している。①については時間短縮、②についてはシステム改修をお願いできないか。

制限区域外

(日中帯) 一般利用客が多く、許可が下りない
(深夜帯) 空港側の人手不足で許可が下りない

空港管理者※の視点

- ・ 混雑の予防等の空港を管理する上で必要な事項を確認
(例：旅客の動線の確保、臭気や大きな音が発生しないか、長大物の使用 等)
- ・ 混雑の予防等、空港の利便性の確保に必要な対応
(例：一般利用客との隔離、一般旅客の使用しない時間帯での実施、警備員の配置 等)

制限区域内

撮影場所、時間帯、立入人数の制限が厳しい

空港管理者の視点

- ・ 航空機の安全な運航を確保する上で必要な事項を確認
(例：必要最小限の員数および期間であること 等)
- ・ 航空機の安全な運航を確保する上で必要な対応
(例：航空機の運航に支障がない区域を設定、運航のない時間帯で実施、セキュリティ関係情報の映り込みがない方法で実施 等)

- ▶ 空港管理者は、旅客の快適で安心・安全な旅行と両立するため、空港毎の事情を勘案し対応しており、撮影条件の制約があること、一定のルールを設けることが難しいことをご理解いただきたい。
- ▶ 空港としても空港の魅力を発信するため、撮影のニーズ等を踏まえ、できる限りの対応を検討して参りたい。

仙台空港における撮影事例 (令和5年)



一般利用客のいない時間帯で調整



一般利用客のいない時間帯で調整



必要最小限の機材、人数で撮影

※各空港の管理者、ビル管理事業者、空港運営権者を含む

航空法に係るドローン申請の最新の情報が知りたい

- ▶ 航空法に係るドローン申請の最新情報については、以下の国土交通省のホームページをご覧ください。

航空安全：無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール
(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

- ▶ また今後、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を更新する場合には、内閣府での更新作業に協力してまいります。

航空法に係るドローン許認可手続きを迅速化してほしい

- ▶ 現行ドローン許認可手続きは標準処理期間として10開庁日と案内させていただいておりますが、今後当該期間について短縮を図っていく予定です。なお、一部の飛行形態を除き、機体認証を受けた機体を技能証明を有する者が操縦する場合は許可・承認が不要となる制度となっております。
- ▶ ただし、申請内容に不備が多い場合や、催し場所上空飛行のような地上の第三者の安全対策を十分に確認する必要がある飛行においては、申請者とのやり取り等において時間が掛かることもございます。
- ▶ 航空法に基づくドローンに係る各種申請・審査のシステムは利用者の利便性向上、およびシステム上のエラー等の改善に向けて、いただいたご意見を踏まえつつ、適宜システムの改修を利用者視点に立って努めて参ります。

【第1回実務者懇談会において委員から出された意見・質問事項】

- ・撮影許可が下りない
→そもそも撮影を受け入れないというスタンス。もう少し柔軟な対応はできないか。

【第1回実務者懇談会において委員から出された意見・質問事項】

- ・コンテナターミナルでの撮影が困難
 - 平日は操業しているとの理由から、土日の限られた時間しか撮影できない。世界的にもコンテナターミナルでの撮影は難しいが、日本でその点をクリアすることで、ロケ誘致につながると考えられる。もう少し柔軟な対応はできないか。

- コンテナターミナルにおける撮影については、操業との調整も必要となるが、土日に限られるものではなく、平日に撮影を実施した実績もある。

(コンテナターミナルにおける映画等の撮影実績例)

年度	曜日	港湾	内容
2017年度	火曜日	四日市港	映画
2020年度	火曜日	石狩湾新港	その他テレビ番組
2021年度	日曜日・祝日	神戸港	ドラマ
2022年度	土曜日	石狩湾新港	ドラマ
2022年度	火曜日	伏木富山港	その他テレビ番組
2022年度	木曜日	博多港	その他テレビ番組
2023年度	日曜日	仙台塩釜港	その他テレビ番組
2023年度	水・金・土曜日	酒田港	その他
2023年度	木曜日	酒田港	その他テレビ番組
2023年度	木曜日	横浜港	その他テレビ番組